

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人大慈厚生事業会(以下「この法人」という。)の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償(以下「報酬等」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1)役員とは、理事及び監事をいう。

(2)常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。

(3)非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。

(4)評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。

(5)報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。

(6)費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

3 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は、非常勤理事に準じて報酬を支給する。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間3,500万円以内とする。

2 この法人の全監事の報酬総額は、年間55万円以内とする。

3 この法人の常勤理事の報酬月額及び賞与額は、別表第1「常勤理事俸給表」に定めるとおりとし、理事長は別表第3を加えて支給する。

4 各々の常勤理事の報酬月額は、常勤理事俸給表のうちから、評議員会の承認を得て決めるものとする。

5 非常勤理事に対する報酬は、別表第2「非常勤理事の報酬」に定める額とする。

6 各々の監事の報酬日額は、「常勤理事俸給表」及び「非常勤理事の報酬」を勘案して、評議員会において決めるものとする。

7 個々の評議員の報酬は、別表第4「評議員の報酬」に定める額とする。

(費用弁償)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は通勤費支給基準に準ずる。

3 役員及び評議員には、出張に要する旅費(宿泊費含む)を、出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

(報酬等の支給日)

第6条 常勤役員の報酬等(旅費を除く。)は、毎月15日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。

2 非常勤役員及び評議員の報酬等及び常勤役員の旅費は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(退職慰労金の支給)

第8条 この法人の役員・評議員が退任するときは、別表第5に定める額を支給する。ただし、在任期間が1期に満たない者には支給しない。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

別表

1. 理事・監事報酬

常勤理事俸給表 月額(円)

- ① 1,000,000 (法人勤続 15 年未満)
- ② 1,150,000 (法人勤続 15 年以上 20 年未満)
- ③ 1,300,000 (法人勤続 20 年以上)

※ 上記金額は、正規職員の週労働時間と同じ労働時間を働いた者に支給し、週労働時間が下回る場合は、上記金額に、週労働時間から正規職員の週労働時間を除したものをかけた金額を支給する。

賞与支給額表 (円)

7月賞与	1,000,000
12月賞与	1,000,000
4月賞与	500,000

※上記賞与額については、正規職員と同じ労働時間を働いた者に支給する。労働時間が下回る場合は、支給しない。

2. 非常勤役員の報酬

理事：理事会出席の都度、謝金として一人一律 15,000 円

監事：理事会・評議員会出席の都度、謝金として一人一律 15,000 円

監事監査日、一日につき、25,000 円

3. 理事長報酬 別表 1 の理事報酬に加えて月 200,000 円を支給する

※ 上記金額は、正規職員の週労働時間と同じ労働時間を働いた者に支給し、週労働時間が下回る場合は、上記金額に、週労働時間から正規職員の週労働時間を除したものをかけた金額を支給する。

4. 評議員報酬

評議員会出席の都度、謝金として一人一律 20,000 円

5 退職慰労金

(非常勤役員)

在任年数	10 年未満	5 万円
	10 年以上	10 万円
	20 年以上	20 万円

在任年数は法人役員の種類に関わらず通算するものとする

(常勤理事)

最終報酬月額×在任年数×係数

※上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとし、1か月未満は切り上げる。

※退職慰労金の上限額は5,000万円とし、法人本部拠点区分の固定負債に役員退職慰労金引当金として計上する。

※係数

在任期間	係数
5年未満	1.0
5年以上10年未満	1.2
10年以上15年未満	1.5
15年以上20年未満	2.0
20年以上	2.5

附則

この規程は平成29年6月21日から施行する。

この規程は平成30年7月1日から施行する。

この規程は令和3年6月11日から施行する。

この規程は令和4年6月10日から施行する。

この規程は令和5年6月16日から施行する。

この規程は令和7年6月13日から施行する。